

平成31年第3回女川町教育委員会会議録

- |    |             |   |
|----|-------------|---|
| 1  | 招集月日        | 平成31年3月22日(金)   |
| 2  | 招集場所        | 女川町生涯学習センター 研修室1・2  |
| 3  | 出席委員等       | 1番 横井 一彦 委員<br>3番 阿部 喜英 委員<br>4番 新福 悦郎 委員<br>村上 善司 教育長  |
| 4  | 欠席委員        | 2番 平塚 征子 委員   |
| 5  | 説明のため出席したもの | 教育総務課長 今村 等<br>教育政策監 春日川真寛<br>生涯学習課長 佐藤 毅   |
| 6  | 本委員会の書記     | 教育総務課 参事 伊藤富士子  |
| 7  | 開 会         | 午前10時00分  |
| 8  | 会期の決定       | 会期は本日1日限りといたします。  |
| 9  | 前回会議録の承認    | 教育長 はじめに、2番平塚征子委員より本日の教育委員会定例会欠席につきまして、あらかじめ申し出をいただいておりますので、ご報告いたします。<br>それでは、前回の会議録の承認の件をお諮りいたします。<br>すでに配布されておりますが委員の皆様方何かお気づきの点はありませんか。<br>無いようですので、承認とさせていただきます。                                    |
| 10 | 会議録署名委員の指名  | 教育長 1番 横井 一彦 委員<br>3番 阿部 喜英 委員 よろしく願いいたします。   |
| 11 | 議 事         | 教育長 それでは、議事に入ります。<br>議案第5号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」をお諮りします。<br>書記に議案を朗読させます。<br>(議案朗読)<br>教育長 ただ今の議案について、提案理由の説明を求めます。<br>教育総務課長 ただ今、議題となりました議案第5号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」、内容を説明させていただきます。 |

当該規則は、女川町教育委員会が所管する事務を処理する組織について必要な事項を定めているものでございます。

今回の改正は、学校給食共同調理場が4月1日から運用が開始されることから、学校給食共同調理場を本町の教育機関として追加することと、春日川教育政策監の後任といたしまして、本年4月1日付けで国からの割愛により本町職員として採用されるものに対する職として、教育監を相応と判断させていただき、「教育政策監」を「教育監」に改めることとし、併せて条例や条文の整理等を行うものでございます。

それでは、内容のご説明を申し上げますので、恐れ入りますが、参考資料1の新旧対照表をご覧くださいと思います。左側が改正後、右側が現行となります。

第9条では、行政組織で行う分掌事務を定めております。同条、学務系の項中、9号以下を1号ずつ繰り下げ、空欄になった9号に「学校給食共同調理場の管理運営に関すること。」を追加いたします。

また、第13条では、事務局に置く職階を規定してございます。第1項は略となっておりますが、ここは昔からの職階、課長、課長補佐、係長が規定されており、第2項では、時流の流れで定められてきた職といたしまして、昔はなかった参事、主幹などがその都度規定されております。

今回の改正では、5年前、国からの割愛により本町職員として採用されたものの職として教育監を規定させていただき、平成28年4月から、同様に国からの割愛により春日川氏が採用される運びとなり、その職として教育政策監を相応とし、教育監を教育政策監に改めたところでございます。

今般、本年4月1日付けで、前回、前々回と同様に、国からの割愛により、職員1名を採用する運びとなりました。ついてはそのものに対する職といたしまして、教育監が相応と判断させていただき、「教育政策監」を、再度「教育監」に改めるものでございます。

第15条では、教育機関の設置を定めておりますが、学校給食共同調理場は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第30条の規定に基づく教育機関で、本町における小学校、中学校、勤労青少年センターなどと同様となりますことから、現行第6号の次に、第7号といたしまして、「学校給食共同調理場」を加えます。

そのほか、「第23条」を「第24条」とし、空欄になった第23

条に、学校給食共同調理場の位置及び所掌事務を定めております。

そのほか、現行「第 24 条」を「第 25 条」とし、別表第 1 中、別表第 1 「(第 13 条、第 23 条関係)」を、別表第 1 「(第 13 条、第 24 条関係)」に、別表第 2 中、別表第 2 「(第 24 条関係)」を別表第 2 「(第 25 条)」にそれぞれ改めました。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、改正後の附則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、規則の一部を改正する規則の制定につきまして、説明といたします。よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願いいたします。

教育長 ただ今の議案の説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 5 号は、承認されました。

続きまして、議案第 6 号「女川町教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 提案理由の説明を求めます。

教育総務課長 ただ今、議題となりました議案第 6 号「女川町教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」、内容を説明させていただきます。

当該規程は、女川町教育委員会の職員の勤務時間等の特例に関し必要な事項を定めているものでございます。

今回の改正は、前議案で説明いたしました学校給食共同調理場が本町の教育機関として追加されたことに伴い、学校給食共同調理場に勤務する職員の勤務の形態等を定めることが必要となります。

参考資料の 2 をご覧いただきたいと思っております。新旧対照表でございます。

別表第 2 条関係に、学校給食共同調理場に勤務するものを追加するものでございます。

議案に戻っていただき、附則といたしまして、改正後の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、処務規程の一部改正についての説明といたします。よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願いいたします。

教育長 ただ今の議案の説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第6号は、承認されました。

続きまして、議案第7号「女川町教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 提案理由を求めます。

教育総務課長 ただ今、議題となりました議案第7号「女川町教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」、内容を説明させていただきます。

当該規程は、女川町教育委員会の事務局及び教育機関における事務処理等に関し必要な事項を定めているものでございます。

今回の改正は、前議案と同様に、学校給食共同調理場が本町の教育機関として追加されたことに伴い、学校給食共同調理場で文書の収受が発生することになります。

参考資料3をご覧いただきたいと思えます。新旧対照表となります。

別表第2の2往復文に「女学調第 号 女川町学校給食共同調理場」を追加するものでございます。

議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、改正後の規定は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、規程の一部改正についての説明といたします。よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願いいたします。

教育長 ただ今の議案の説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第7号は、承認されました。

次に、議案第8号「女川町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 提案理由を求めます。  
教育総務課長 ただ今、議題となりました議案第8号「女川町教育委員会公印  
規程の一部を改正する訓令の制定について」、内容を説明させて  
いただきます。  
当該規程は、女川町教育委員会の公印に関し必要な事項を定め  
ているものでございます。  
今回の改正は、前議案で説明した学校給食共同調理場が本町の  
教育機関として追加されたことに伴い、学校給食共同調理場で  
文書の収受が発生することとなり、学校給食共同調理場所長名  
で文書を発送することになります。  
参考資料4をご覧ください。新旧対照表となります。  
別表(第3条関係)、2、職印に「女川町学校給食共同調理場所  
長之印」を追加するものでございます。  
議案に戻っていただきまして、附則といたしまして、改正後の  
規定は、平成31年4月1日から施行するものでございます。  
以上、規程の一部改正についての説明といたします。よろしく  
ご審議のうえ可決賜りますようお願いいたします。

教育長 ただ今の議案の説明について、ご質問等がありましたらお願い  
します。  
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第8号は、承認されました。  
次に、議案第9号「女川町立学校の修学旅行実施要綱の一部を  
改正する訓令の制定について」をお諮りします。  
書記に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

教育長 提案理由を求めます。  
教育総務課長 ただ今、議題となりました議案第9号「女川町立学校の修学旅  
行実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」、内容を説明  
させていただきます。  
当該要綱は、女川町立学校が実施する修学旅行等の校外学習の  
引率に関して必要な事項を定めているものでございます。  
今回の改正は、修学旅行等において児童・生徒の安全を確保す  
るために、引率教職員の最低人数を増やすとともに、児童・生  
徒の実態を考慮し、弾力的に増員できるよう改めるものでござ  
います。

それでは、内容のご説明を申し上げますので、参考資料の5、新旧対照表をご覧ください。

第8項で引率教職員数を定めております。下線の部分、現行では「児童・生徒40人以下のときは2人とし、40人を超えるときは、その超える数の20人までごとに1人を加算した数」としてございます。これを「引率の教職員数は、参加する児童又は生徒の数が40人以下のときは3人とし、40人を超えるときは、その超える数の20人までごとに1人を加算した数を下回ってはならない。」と改めるものでございます。

議案に戻っていただき、附則といたしまして、改正後の要綱は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、要綱の一部改正についての説明といたします。よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願いいたします。

教育長 ただ今の議案の説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第9号は、承認されました。

続きまして、議案第10号「女川町学習塾代等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」をお諮りします。書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

教育長 提案理由を求めます。

教育総務課長 ただ今、議題となりました議案第10号「女川町学習塾代等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」、内容を説明させていただきます。

当該要綱は、子どもの学習機会を確保し、子どもの学力向上及び学習意識の向上を図るとともに、子育て世代の経済的負担の軽減を図ることを目的に、必要な事項を定めているものでございます。

今回の改正は、補助金の額の限度額において、補助額を明確化するため条文を改めるもので、現行の制度に変更はございません。

それでは、内容を説明いたしますので、参考資料の6新旧対照表をご覧ください。

第6条では補助金の額等を定めており、下線の部分、第3号において、現行条文「月額5,000円」を「前各号に定める額の合

計額につき月額 5,000 円」に改めるものでございます。  
議案に戻っていただき、附則といたしまして、改正後の要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行するものです。  
以上、要綱の改正についての説明といたします。よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願いいたします。

教育長 ただ今の議案の説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

新福委員 条文を見るだけではよく分からないのですが、具体的にはどういうことになるということですか。

教育総務課長 今までの第 3 号ですと、第 1 号が 5,000 円、これは学習塾。第 2 号が、習い事・スポーツで 3,000 円になります。二つやっていますと、合せて 8,000 円になります。5,000 円という形にしていたのですが、現行では例えば学習塾が 2,000 円で、習い事・スポーツが 4,000 円や 5,000 円となった場合、これだけを見ると 5,000 円まで支給されるという形に捉えられる。本来であれば学習塾は 5,000 円以内なので、あくまでも 1,000 円であれば 1,000 円なのですが、そういったものを誤解がないようにするというので、今回このような形に改めさせていただいたということになります。

新福委員 分かりました。

教育長 ほかにございませんか。  
(発言なし)

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。  
(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第 10 号は、承認されました。  
続きまして、議案第 11 号「女川町立小学校入学支援事業実施要綱の制定について」をお諮りします。  
書記に議案を朗読させます。  
(議案朗読)

教育長 提案理由を求めます。

教育総務課長 ただ今、議題となりました議案第 11 号「女川町立小学校入学支援事業実施要綱の制定について」、内容を説明させていただきます。  
当該要綱は、小学校への入学をお祝いするとともに、子育て世代の経済的負担を軽減し、子育て支援の充実を図ることを目的に、必要な事項を定めているものでございます。  
なお、当該事業につきましては、委員の皆様ご承知のように既に実施しておりますが、事業の円滑な実施に資するため、今回

改めて要綱を制定するものでございます。

本要項は、本則第1条から第7条までで構成するものでございます。

1枚めくっていただきまして、要綱の本文を見ていただきたいと思っております。

第1条では、目的を規定し、第2条では、本要綱にいろいろ出てくる言葉を第1号から第5号までで決めております。この中、第4号で区域外就学を定義してございます。

第3条では、補助対象者を定義しております。ただし、第2号、第4号で規定する区域外就学の許可を受けた児童において、住民登録のある市区町村から助成を受けている者は除くとしてございます。

第4条では、支給の内容を定めております。支給品は、運動着といたしまして、上着は長袖、半袖、ズボンは長ズボン、クォーターパンツ各1着とし、児童一人につき1回の支給としてございます。

第5条では、支給の方法を定めており、本町に住民登録のある児童は入学式に、区域外就学の児童は在籍後に支給をいたします。

第6条では、支給の取消しを定めてございます。

第7条では、委任規程で、本要綱に決めきれないものがあつた場合は、町長が別に定めることを規定してございます。

附則といたしまして、この要綱は、平成31年4月1日から施行するものでございます。

以上、要綱の制定についての内容説明といたします。よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願いいたします。

教育長 ただ今の議案の説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

(発言なし)

教育総務課長 今までは起案で支給をしていたのですが、要綱をきちんと決めてそれに基づいた支給という形にしたいということで、今回改めて制定しました。

教育長 内容的には変更はないということで、ご理解の程お願いいたします。

なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、議案第11号は、承認されました。

続きまして、議案第12号「女川町教育委員会臨時的教育指導員

教育長  
教育総務課長

設置要綱の制定について」をお諮りします。

書記に議案を朗読させます。

(議案朗読)

提案理由を求めます。

ただ今、議題となりました議案第 12 号「女川町教育委員会臨時的教育指導員設置要綱の制定について」、内容を説明させていただきます。

当該要綱は、女川町立学校における児童生徒の学力向上並びにいじめ不登校問題への対応、教員の指導力向上など学校教育活動の充実を図るための臨時的教育指導員の設置について、必要な事項を定めるものでございます。

なお、当該教育指導員は、従来、県からの割愛人事により平成 28 年度から本年度までの 3 カ年教育総務課に配置されておりました永野指導主事の後任として配置をするものでございます。

それでは、女川町教育委員会臨時的教育指導員設置要綱の内容を説明させていただきます。

本要綱は、本則第 1 条から第 10 条までと、附則で構成するものでございます。

本文をご覧になっていただきたいと思います。

第 1 条では、趣旨を規定し、第 2 条では、臨時的教育指導員とは、ということで定義を定めてございます。

第 3 条では、教育指導員の職務を定めております。第 1 号から第 7 号でと、その他に、教育長が特に必要と認める業務としてございます。

第 4 条では、教育指導員の資格要件を定めております。第 1 号と第 2 号の要件二つを規定するものとしてございます。

第 5 条では、教育指導員の選考方法を定めております。

第 6 条では、任用期間、勤務時間及び有給休暇を定めてございます。第 1 号で、任用期間を定めており、2 カ月を超え 6 カ月以内としております。役場等に臨時職員として勤務している方と同じでございます。第 2 号で、勤務時間を 8 時半から 5 時 15 分に、第 3 号で、これは役場の臨時職員として勤務している方にはない仕組みとしまして、有給休暇を別表第 1 に定めてございます。

第 2 項では、勤務日または勤務時間は弾力的に運用できると規定しております。具体には、土曜日に出勤すれば、通常勤務日の月曜日から金曜日までの間の 1 日を休みにするとか、7 時間 45 分を超えて勤務すれば、その超えた分を次の日に減じて措置

をするというような内容でございます。

第7条では、賃金等を定めております。毎年の予算で定めるものとしてございます。第2項では、これも役場の臨時職員として勤務している方にはない仕組みといたしまして、交通費、町の職員でいえば通勤手当に相当する額を別表第2で定めてございます。

第8条では、旅費を定めてございます。

第9条では、兼任禁止を定め、第10条では、委任規程で、本要綱で決めきれないものがあつた場合は、教育長が別に定めるということを規定してございます。

附則といたしまして、平成31年4月1日から施行することといたしております。

2で、教育指導員の任用に関し必要な準備行為は、4月1日前でもできるものとしてございます。

以上、要綱の制定についての説明といたします。よろしくご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長 ただ今の議案の説明について、ご質問等がありましたらお願いします。

新福委員 教育指導員そのものを設置することには私も別に反対ではないのですが、文言で、第1条の趣旨のところ2行目、「不登校問題への対応」という「不登校問題」というのがありますが、これは行政、つまり文科省も県も不登校を問題として捉えていないので、この「問題」を外し「いじめ不登校への対応」とした方がより一層良いのではないかというふうに思います。

教育長 ありがとうございます。第1条、文科省、県教委も同様かと思いますが、「いじめ不登校等への対応」といたしますか。（「そうですね」の声あり）

「等」を入れていただきまして、「いじめ不登校等への対応」ということで、課長、この文言でよろしいでしょうか。

教育総務課長 修正させていただきます。

教育長 第1条については、2行目、修正を行わせていただきます。ほかにございませんか。

（発言なし）

教育長 なければ、承認ということでよろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

教育長 それでは、議案第12号は、承認されました。

続きまして、議案第13号「女川町社会教育委員の人事について」をお諮りします。

人事に関する議案でありますので、秘密会で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 暫時休憩します。

(書記退席)

教育長 休憩前の議事を再開します。

第 13 号議案は、承認されました。

次に、議案第 14 号「女川町スポーツ推進委員の人事について」をお諮りします。

人事に関する議案でありますので、前号議案同様、秘密会で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 暫時休憩します。

(書記退席)

教育長 休憩前の議事を再開します。

第 14 号議案は、承認されました。

次に、追加案件となっております、議案第 15 号「平成 31 年 4 月 1 日付け異動における事務職員の人事について」をお諮りします。

本議案についても人事に関する議案でありますので、秘密会で審議したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 暫時休憩します。

(書記退席)

教育長 休憩前の議事を再開します。

第 15 号議案は、承認されました。

以上で、議事は終了しました。

## 12 報告事項

教育長 次に、6 番、報告事項に入らせていただきます。

はじめに私から報告をいたします。

時間も押しておりますので、要点のみをお話させていただきます。配付資料は、「感謝と御礼」と書いた「教育長報告事項」、「別添資料」でございます。それから「学校評議員の記録」と「志教育の授業の要綱」、「小中一貫教育」、の 3 部について少し変更になったところがありますので、後でご説明させていただきます。

それでは早速、報告させていただきます。

「はじめに」というところをご覧になっていただきたいと思い

ます。感謝と御礼ということで、この言葉に尽きるのですが、この1年間、校長先生、教頭先生方はもちろんのこと、教育委員の皆様には、いろいろな貴重なご意見等をいただきまして、1年間過ごすことができました。何よりも感謝と御礼を申し上げるところでございます。

細かいことも何点かあったのですが、子どもたち、元気に今日、修了式を迎えております。1年間過ごすことができましたことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。

それから、次に、感動の卒業式と書かせていただきましたが、2ページに入らせていただきます。小学校、中学校とも、校長先生、教頭先生方のご指導のもと、先生方が本当に一丸となって卒業式に向けて頑張っていたいただきました。小学校、中学校とも本当にすばらしい卒業式でございました。教育委員の皆様には足を運んでいただきまして、感謝申し上げます。

なお、中学校で1名の生徒が残念ながら式には参加できなかったのですが、学校で、後で山野校長先生から職員に見守られて卒業証書を受け取ることができました。通信制の高校に進学の予定でございます。何とか頑張ってもらいたいと願っているところでございます。

小学校の卒業式、教育委員の皆様方からも言われましたが、本当にすばらしい卒業式でございました。町長も千葉校長先生に、卒業式も最高の卒業式でしたと話されていたのが大変印象的でございました。

ここに個人的な思いを書いて恐縮なのですが、卒業記念品で特別支援学級の児童が代表受領をしたということ、大変うれしく思っております。中学校に行っても頑張ってもらいたいと思っております。

3ページに入らせていただきます。

後期選抜試験については、総合教育会議で資料等を配付させていただきましたので、省略させていただきます。

ただ、あの時に2名の生徒が二次試験を受験ということでございましたが、2名とも、石巻商業、宮城水産高校に見事合格いたしまして、これで47名全員進学先が決定したところでございます。改めて指導に当たられた先生方のご尽力に感謝申し上げます。

続きまして、小・中学校関係につきましては、ここに記されているとおりでございます。

4ページ、小学校は今日修了式があって、いよいよ明日から年

度末・年度初休業日になります。今回は4月7日が日曜日で、4月8日（月）という非常に区切りのよいというか、子どもたちは残念なのかもしれませんが、8日にいよいよスタートとなっております。

そこにもありますように、中学校の一日入学が26日、学校の離任式が27日、町の離任式が29日に予定されております。

なお、小学校では5年生を対象に、学力アップゼミを27日、28日、29日の3日間開催する予定でございます。

4月1日が一斉赴任日となります。町の着任式は4月4日、4月8日が始業式、小学校は4月9日が入学式、学習参観・PTA総会が4月20日になっているところでございます。

小学校では、「別添資料」に将棋クラブの活躍の様子を載せております。日日新聞に大きく取り上げていただいたのですが、後でご覧になっていただければと思います。

5ページ、中学校に入らせていただきます。

先程も申しましたが、おかげさまで3年生全員が進学先が決定いたしました。今日、1年生、2年生の修了式が行われているところでございます。

5ページの下の方をご覧になっていただきます。重複するところは省かせていただきますが、4月8日に小学校同様、第1学期始業式。同じ日の午後に入學式が予定されております。中学校は13日に学習参観日・PTA総会が予定されております。

6ページに入らせていただきます。

平成31年第2回女川町議会定例会（3月）が開催されました。これにつきましては、教育総務課長の資料で詳細な資料がございますので、そちらで説明をしていただきます。期間は3月1日から13日まででございます。

その前に、2月22日に女川町議会全員協議会が開催されたところでございます。

3月18日には、第3回目の女川町総合教育会議が開催されました。教育委員の皆様方には大変貴重なご意見を頂戴いたしました。ありがとうございました。そこから出たことにつきまして、校長・教頭会議でも若干お話をさせていただきましたし、4月2日に臨時の校長・教頭会議を予定しておりますので、その中でいろいろお話をさせていただきます。平成31年度に活かしていけるよう頑張っていきたいと思っております。

それから、いじめ問題関係、先程もありましたが、対策連絡協議会が14日、対策調査委員会19日に行われたところでござい

ます。「別添資料」の2ページから7ページまで資料を載せております。詳細につきましては省かせていただきますが、それぞれ委員から貴重なご意見を頂戴したところでございます。

「教育長報告事項」7ページに入ります。

人事関係につきましては、5日に内々示、20日に内示がございました。新聞発表は明日の夕刊からになりまして、明後日の朝刊に出ます。

それから、校長・教頭会議が3月20日に行われました。「別添資料」8ページをご覧になっていただきたいと思います。最後の校長・教頭会議ということですが、8ページにあるようなことについてお話をさせていただいたところでございます。

生涯学習関係については、後で生涯学習課長から報告がございました。

その他といたしまして、ここにあるようないろいろなことがございました。この中で、3月2日に、教育委員の皆様方にも足を運んでいただきましたが、女川高等学園の第1回卒業式がありました。

「別添資料」の9ページをご覧になっていただきたいと思います。石巻かほくの記事をそのまま掲載させていただきましたが、この件から外れて恐縮ですが、右側に、たまたまなのですが、宮城水産高校の鈴木君、女川中学校の卒業生ですが、水産大に進学したという記事が載っておりました。それであえてそこを切らないで、半分なのですが、ここに載せております。頑張ったのだなということで、大変うれしく思ったところでございます。議題から外れました。

「教育長報告事項」8ページに入らせていただきます。

「おわりに」ということで、校長・教頭会議では、1年間の校長先生、教頭先生方のご尽力に感謝と御礼を申し上げたところでございます。

それから、指示事項の中にもありましたが、引き継ぎ等しっかりするようにということで、立つ鳥跡を濁さずということを掲げさせていただきました。

小・中学校の工事は、順調にスタートしております。2月末現在で進捗率が4.1%で、順調だということでございました。

私からは、以上でございます。

続きまして、教育総務課長から報告させます。

教育総務課長

それでは、教育総務課に係ります報告をさせていただきたいと思っております。資料に基づきまして説明をさせていただきます。

教育長の報告と若干重複する部分がございますが、ご了承をお願いいたします。

まず、日程関係でございます。

実施済みといたしまして、小・中学校の卒業式、小学校が3月16日、中学校が3月8日ということで、委員の皆様方には、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

また、第3回総合教育会議、3月18日の開催ということで、ご出席ありがとうございます。

第2回の奨学生選考委員会が3月18日に開催されてございます。2ページ目をご覧になっていただきたいのですが、平成30年度の奨学生選考結果ということで、専修学校が1人、大学生が3人。大学院、こちらは今現在お貸ししている方が期間の延長ということで、大学院に進学されるということでこちらに申し出がございまして、ご了承いただいております。合わせまして5人の学生に対してお貸しするような形となっております。

1ページ目に戻っていただきまして、第5回いじめ問題対策調査委員会が3月14日、いじめ問題対策連絡協議会が3月19日に開催されてございます。町の小中向連絡協議会が3月19日。議会の3月定例会が、会期が3月1日から13日まで、13日間。案件といたしまして、行政報告が1件。一般質問が、7人から17件。

本課所掌分といたしましては、阿部美紀子議員から「給食の栄養は足りていますか」という内容で、まず一つ目は、学校給食の栄養は十分ですかということで、小学校、中学校の状況をお話させていただきました。小学校は2項目、中学校で5項目程栄養価が足りないということで、栄養教諭と連携をとりながら、工夫をしながら近づけるようにしたいという答弁をさせていただきました。

もう1点が、消費税増税が計画されているが、女川町はどうしますかということで、こちらは、近隣の状況、増税の影響、そういったものを見極めながら、平成31年度中に内容を検討し、平成32年度以降でそういったものを実施してまいりたいという答弁をさせていただいております。

一般議案といたしまして、22件。本課所掌分は、先程議題にもありましたが、学校給食共同調理場の設置条例の制定につきまして、議案として提出して、可決をいただいております。

補正予算が9件、平成31年度の各種会計予算ということで9件、人事案件といたしまして、先程報告させていただきましたが、

教育長の任命につき同意を求めることについて、同意をいただいております。

常任委員会の閉会中の所管事務の継続調査ということで、産業振興課の所管になります「女川町の水産業振興策について」を継続調査という予定になってございます。

次に、実施予定でございませう。

まず、一つ目といたしまして、平成31年3月末退職・転任教職員離任式が3月29日（金）午後1時30分から、町の生涯学習センターホールで開催を予定しております。

平成31年度小・中学校教職員の着任式、4月4日（木）午後1時30分から、町の生涯学習センターホールで予定してございませう。

2番目のその他でございませう。

小・中学校の入学式。小学校が4月9日（火）午前10時、中学校が4月8日（月）午後1時30分ということで、委員の皆様方、出席をよろしくお願ひしたいと思ひませう。

2ページ目に入って、学校支援でございませう。

奈良市立右京小学校児童会様から、また小学校に対して1万円の図書カードの寄贈をいただきました。奈良市立右京小学校につきましては、ここ4～5年継続して1万円相当の図書カードをいただいております。

私からは、以上でございませう。

教育長 続きまして、生涯学習課長から報告させませう。

生涯学習課長 生涯学習課「3月実施事業4月実施予定事業一覧表」に基づき説明をさせていただきます。

まず、3月の実施事業でございませうが、3月2日にスポーツ少年団の卒団記念植樹。今年、野球関係で4名、サッカーで5名、保護者5名、計14名の参加で、アスレチック広場の方にハナミズキの植樹をいたしております。

3月14日、スポーツ推進委員会議を開催しております。

15日には、桐ヶ崎区を対象とした出前講座ということで、これは生涯学習センターを見学しに来たようでございませう。

3月17日、全国少年柔道大会の宮城県予選会。父兄、役員まで含めませうと、約500名の参加人数でございませう。

3月20日、第3回の社会教育委員会議。この社会教育委員の会議で平成31年度社会教育団体の認定及び補助金の交付について諮問をいたしまして、すばらしいおながわを創る協議会、女川町婦人会、女川町文化協会、江島法印神楽保存会、女川町体育

協会、女川町スポーツ少年団本部の6団体に対しまして、異議がない旨答申をいただいております。

3月23日、第3回文化財保護委員会議を予定しております。また、同じ日にジュニア・リーダー褒状授与式ということで、本年度は4名の卒業生がおります。

3月24日、生涯学習センターの図書室で読み聞かせ会を実施予定でございます。これは子ども司書講座を卒業された小学生の主に6年生を中心に、今、ボランティア活動と同じような読み聞かせ活動をしておりまして、その年度の最終ということになります。また、同じ24日には、復幸祭に併せまして、総合体育館で全日本プロレス女川大会が開催されることになっております。

最後、30日（土）でございますが、これは生涯学習センターの図書室の仕事体験会ということで、主に小学校4年生、5年生のお子さん方を対象にいたしまして、平成31年度の子ども司書講座への喚起といえますか、啓もうを図りたいというふうに考えております。

4月の実施予定事業については、4月4日に黄色い帽子贈呈式ということで、これは新入学児童にすばらしいおながわを創る協議会から贈呈式を行うということになっております。

最後になりますが、23日には女川町婦人会の総会が生涯学習センターで開催される予定となっております。主管課長会議等があつて、28日には、平成31年度の最初の柔道大会である文部科学大臣杯・神永昭夫杯争奪第28回日整全国少年柔道大会予選会宮城県大会が総合体育館で開催される予定となっております。簡単ではございますが、生涯学習課の実施事業、予定事業についての説明とさせていただきます。

教育長 私から追加で大変恐縮でございますが、冒頭話しました配付資料についてお話させていただきたいと思っております。

3部あるのですが、まず、第3回の「学校評議委員会の記録」を配付しております。これは今回、小学校、中学校合同で学校評議員会を行っております。なお、記録等そのまま出しておりますので、大変恐縮でございますが、取り扱いには十分ご留意いただければと思っております。ここにあるような大変貴重なご意見等をいただいております。

二つ目の資料ですが、「平成31年度志教育支援事業実施要綱」、宮城県教育委員会のものを配付しております。これまで私は、復興途上ということでいろいろな指定等はお断りしてきたので

すが、志教育支援事業については、持ち回りということがあって、女川町が最後になったという形で、来年度、女川小・中学校、それから女川高等学園、宮城水産高校と一緒に志教育支援事業を行うことになりました。ちょうど女川生活実学等もやっております、小学校も宮城水産高校と関わっておりますので、これまでのものをより強固なものにするというか、充実したものにしていこうということで、お引き受けしたところでございます。

3枚目をご覧になっていただきたいのですが、別表1ということで、それぞれの事務所での指定するところが、大河原事務所は白石市、仙台教育事務所管内は多賀城市、北部事務所は大崎市と、このような形になっているところでございます。

最後に、「平成31年度の小中一貫教育「女川プラン」(案)」となっておりますが、小学校の千葉校長先生に大変細かく作っていただいております、その中に、(3)の研究研修等の中の④志教育の推進の中に志教育推進事業のものを入れたというところが変わっております。

以上でございます。

以上の報告につきまして、もし何かありましたら協議会の方でも構いませんが、何かございませんでしょうか。

(発言なし)

教育長 もしありましたら、協議会でまた時間をもちますのでよろしくお願いたします。

### 13 その他

教育長 次に、「7 その他」に入ります。

ございませんか。

なければその他についてはよろしいですか。

(発言なし)

教育長 それでは、来月の日程を決めさせていただきたいと思います。

[4月22日(月)午前10時ということで調整]

教育長 22日月曜日ということで組ませていただきます。

以上で、第3回女川町教育委員会会議を終了させていただきます。

### 14 閉 会

午前11時10分

### 15 本委員会の議決

の次第は、次のとおりであります。

議案第5号「女川町教育委員会組織規則の一部を改正する規則の制定について」(承認)

議案第6号「女川町教育委員会職員の勤務時間等の特例に関する

る規程の一部を改正する訓令の制定について」(承認)  
議案第7号「女川町教育委員会処務規程の一部を改正する訓令の制定について」(承認)  
議案第8号「女川町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令の制定について」(承認)  
議案第9号「女川町立学校の修学旅行実施要綱の一部を改正する訓令の制定について」(承認)  
議案第10号「女川町学習塾代等支援事業補助金交付要綱の一部を改正する訓令の制定について」(承認)  
議案第11号「女川町立小学校入学支援事業実施要綱の制定について」(承認)  
議案第12号「女川町教育委員会臨時的教育指導員設置要綱の制定について」(承認)  
議案第13号「女川町社会教育委員の人事について」(承認)  
議案第14号「女川町スポーツ推進委員の人事について」(承認)  
議案第15号(追加)「平成31年4月1日付け異動における事務職員の人事について」(承認)

16 この会議録の作成者は、次のとおりであります。

教育総務課 参事 伊藤富士子

上記記録の正確なることを認めここに署名する。

平成31年4月22日

会議録署名委員

1 番委員 .....

3 番委員 .....